

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H14	指摘	県立病院事業の経営と事務の管理について	県立病院事業	公営企業管理局	県立病院課	債権管理及び医事事務について 医療行為前の受付時に滞留債権の有無が明らかになるようにシステムの変更を行い債務者の捕捉に努め、債務者との面談、接触の機会を確保する必要がある。また、滞留債権の状況をカルテに表示するなど医療現場でも債権回収に協力できる体制を整えることも必要である。 また、通院歴がなく、保険証を持参していない患者に対する預り金制度の徹底も滞留債権発生削減に有効である。	医事会計システムにおいて、料金支払状況や患者毎のコメントを表示するとともに、未収金がある場合は、受診票に標記されるようにしており、医事課職員のみならず、医療現場でも滞留債権の有無が確認できる状況となっている。 預り金制度は、一部の病院で導入済みであるが、平成22年度中を目処に全病院において導入する方向で具体的検討を行っている。
H14	意見	県立病院事業の経営と事務の管理	県立病院事業	公営企業管理局	県立病院課	院内保育所と託児所の開設及び運営 中央病院、新居浜病院の院内保育所は、専門性と効率性の観点から、専門の外注業者に委託することが望ましい。また託児所も必要で、全病院で院内保育所、託児所の設置について検討することが望ましい。	院内保育所の民間業者への委託については、中央病院は、H21.1月から、新居浜病院は、H21.4月から実施している。 託児所の設置については、H21.3月に制定した第3次愛媛県立病院財政健全化計画 中間報告 の中で検討することを盛り込んでいる。
H14	意見	県立病院事業の経営と事務の管理	県立病院事業	公営企業管理局	県立病院課	院内売店の代わりにコンビニの運営 新居浜病院は、品揃えが少なく必要なものが揃わない。院内売店に代え、敷地の一部を利用してコンビニ業者を導入してはどうか。	見舞客や職員に対しては、病院の向かい(国道11号沿い)にレデイ薬局及びファミリーマートが出店し、環境が整っていることから、売店については、限られたスペースの中で患者のニーズに対応するよう改善することとし、コンビニ化はしないこととする。
H14	意見	県立病院事業の経営と事務の管理	県立病院事業	公営企業管理局	県立病院課	統一的な在庫管理 購買活動の一元化と同様に、在庫管理についても6病院全体の問題として、実地棚卸計画、定数管理、預り在庫や予約制度の採用などの在庫管理活動を統一的に実施していくべきである。	中央・今治・新居浜の3病院については、診療材料の在庫管理(SPD)業務を同一業者に委託しており、既に統一されている。 三島病院については、平成22年4月1日付けで民間譲渡した。 南宇和病院については、在庫数が少なく、病院独自のシステムで十分対応できるため、あえてシステムを統一させる必要がない。
H14	意見	県立病院事業の経営と事務の管理	県立病院事業	公営企業管理局	総務課	人件費関係 ・超過勤務承認書 新居浜病院を除く他の5病院は、業務の効率化のために所定の「超過勤務、休日勤務及び夜勤命令簿」のほかそれぞれ独自に「超過勤務承認書」を作成している。「超過勤務承認書」に内容を加えることにより、病院統一の様式としてはどうか。	「超過勤務承認書」の内容は「超過勤務、休日勤務及び夜勤命令簿」の内容を簡略化したものであり、これに必要な内容を加えることは「超過勤務、休日勤務及び夜勤命令簿」を作成するのと同じであることから、あえて、病院に限定した様式を新たに作成する必要はなく、これまでどおり「超過勤務、休日勤務及び夜勤命令簿」で対応する。

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H14	意見	県立病院事業の経営と事務の管理	県立病院事業	公営企業管理局	総務課	<p>人件費関係 ・超過勤務の状況 超過勤務承認書の内容を積極的に確認し、超過勤務時間の管理方法の検討が必要である。 看護師等で長時間休憩なしの勤務がある。労働基準法第34条に適合した適正な休憩時間が付与できるよう、勤務体制等の見直しをする必要がある。</p>	<p>超過勤務の積極的な確認は不可欠なことであるが、当面は他の部局等と同様、所属長がその責任に基づき確認を実施することとし、必要に応じて他文書との照合による確認を行うこととする。</p> <p>病院は患者等のニーズがあればこれに対応せざるを得ないことから、長時間休憩なしで勤務せざるを得ない場合が生じることもあるが、現在は、職員が交代で休憩をとるなど各部署で協力しあい、必要な休憩時間を確保できるよう配慮しており、現在の勤務体制でも適正な休憩時間の取得は可能であることから、現時点ではこれを見直す考えはない。 なお、どうしても休憩時間が取得できず勤務せざるを得なくなった場合は、超過勤務手当を支給している。</p>
H14	意見	県立病院事業の経営と事務の管理	県立病院事業	公営企業管理局	県立病院課	<p>委託業務関係 医事会計、電話交換業務等人件費を主な内容とする委託業務の予定価格算出にあたって、県職員給与対前年上昇率の使い分けが不明確となっている。本来予定価格は、取引実例価格や需給状況を考慮し定められるべきで、前年度の実績価格に人件費の上昇率を乗じたものとするべきでない。また競争原理を働かせるため、予定価格の事前公表を検討する必要がある。</p>	<p>医事会計業務の委託にあたっては、現契約から一般競争入札を導入済み。これに係る予定価格については、委託業務に要する経費の大部分が人件費であり、優秀な人材を確保する観点から、人事委員会の給与改定率を踏まえ積算(21年度の改定率0.0%)している。なお、電話交換業務については平成21年度から業務の委託を廃止した。</p>